

⑦ 甲賀市景観計画（平成 25 年 10 月）

甲賀市では、滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく「滋賀県景観条例」や旧土山町の「土山の風景と環境を守り育てる条例」を引継ぎ、平成16年には「甲賀市の風景を守り育てる条例」を制定し、独自に歴史的まちなみや潤いのある景観まちづくりに努めてきた。また、平成24年4月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、同日、甲賀市景観条例が施行され、平成25年10月に市域の良好な景観を保全、創造するための基本的な計画として、景観法に基づく甲賀市景観計画が策定された。本計画の概要を表 3.100に示す。

対象事業実施区域を含む甲賀市全域が景観計画区域に指定されており、調査区域の一部は景観形成地区の「c. 東海道土山宿景観形成地区」、「d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区」、「f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区」に指定されており、対象事業実施区域は景観計画区域の山林区域に分類されている。甲賀市景観計画における景観計画区域（山林地域）の方針を表 3.101に示す。

本事業では、高さ1.5m以上、長さが10m以上の切土法面が生じ、100m²以上の面積の土地の形質変更を行う計画のため、景観計画区域における「垣、柵、塀その他これらに類するもの」の行為の制限（景観形成基準）に準じる必要がある。対象事業に係る景観形成基準を表 3.102に示す。

表 3.100 甲賀市景観計画の概要

項目	概要
景観まちづくりの理念	水緑まちなみが織りなす新たな景観を創造するまちあい甲賀
基本目標	① 水と緑が織りなす自然環境の保全 ② 悠久の歴史・文化の薫る景観の継承 ③ 地域の特性を生かした美しいまちなみの創造 ④ 心の豊かさを実感できる住民主体のまちづくり
景観計画区域	甲賀市全域
景観形成地区	a. 国道 307 号沿道景観形成地区 b. 杣川河川景観形成地区 c. 東海道土山宿景観形成地区 d. 土山地域国道 1 号等沿道景観形成地区 e. 土山地域やまなみ景観形成地区 f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区

表 3.101 甲賀市景観計画における景観計画区域（山林地域）の方針

項目	内容
基本目標	水と緑が織りなす自然環境の保全
方針	① 山なみの景観保全 ② 山林の健全な保全・育成
取り組むべき施策	① 市街地の背景となる山なみの維持・保全に努める。 ② 林業施策と連携して、林業の担い手づくりや森林保全活動を行う市民組織・事業者との協働及び支援により、山林の健全な保全、育成を推進する。 ③ 山間部等での公共施設等の整備は、景観に配慮したものとする。 ④ 山際や山間のまちなみは、形態、材質、色彩等に配慮し、周辺景観と調和した落ち着いたものとする。

表 3.102 甲賀市景観計画における景観計画区域の対象事業に係る景観形成基準

対象	景観形成基準
垣、柵、塀その他これらに類するもの	(1)周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。 (2)できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。